

令和 4 年 1 月吉日

ご担当者様

株式会社トーコー

アルコール検査義務化の対応について

この度の法改正により、選任された安全運転管理者による運転前後のアルコールチェックが本年 4 月から義務化されます。（ご参照：警察庁・警視庁リーフレット）

アルコールチェックの対象となる運転者には、弊社の運転者も含まれますのでご対応をお願い致します。

これに対応する為弊社では、アルコール検知器の義務化に合わせ 10 月までに運転者に 1 人 1 台のハンディタイプアルコール検査器を順次配布する予定です。

また、現在使用している「運行管理報告書」（日報）にアルコールチェック結果の記載欄を新たに設けますので、適宜機器の利用及び記録の記載をドライバーにご指示いただきますようお願い致します。

尚、ご不明点等ございましたらトーコー本社の営業担当者までお問合せ下さい。

●今回のアルコールチェックのポイント

1. 「安全運転管理者」はお客様の（乗車定員 11 人以上の車 1 台もしくは 5 台以上の車を保有する）事業所で任命していただく必要があります。
2. 運転者ごとに運転前・後のアルコールチェックを行わなくてはなりません。～車両持ち帰りの際などにどのように管理者がチェックするかご指示ください。
3. チェックの方法は、**対面確認**が原則です。他に携帯電話の声の調子で判断することも可能ですが、それも出来なければ、カメラ・モニター付きのアルコール検知器を使用することが必要になります。
4. 確認結果は記録し **1 年間**保管する必要があります。～弊社の「運行管理報告書」には必要項目が網羅されています。
5. 安全運転管理者がトーコーの運転手に対してアルコールチェックの管理・指示を直接行っても偽装請負となりません。（大阪労働局に当社ヒアリング）

以上